

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年 1 月24日
【発行者名】	中銀アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中西 啓介
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町 2 丁目11番23号
【事務連絡者氏名】	堀 哲郎 連絡場所 岡山県岡山市北区柳町 2 丁目11番23号
【電話番号】	086-224-5310
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	つみたて日経225インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込期間（2022年 2 月 9 日から2022年 2 月10日まで） 100億円を上限とします。 (2)継続申込期間（2022年 2 月14日から2023年 5 月10日まで） 2,000億円を上限とします。 * なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

つみたて日経225インデックスファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。（当初元本は１口当たり１円です。）

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である中銀アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間

100億円を上限とします。

継続申込期間

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間

受益権 1 口当たり 1 円とします。

継続申込期間

1 口当たりの発行価格は、取得申込受付日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合も、申込手数料はかかりません。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社につきましては、後記（８）[申込取扱場所]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社につきましては、後記（８）[申込取扱場所]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（７）【申込期間】

当初申込期間 2022年 2 月 9 日から2022年 2 月10日まで

継続申込期間 2022年 2 月14日から2023年 5 月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（ 9 ）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに、買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社につきましては、前記（ 8 ）[申込取扱場所]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」がありますが、お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後３時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（１１）[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（１１）[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主としてちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、日経平均株価採用の株式に投資し、日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。

■日経平均株価とは

株式会社日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第一部*上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

*2022年4月4日以降、東京証券取引所プライム市場に変更となる予定です。

■ベンチマーク(日経平均株価)の推移



- ・上記のグラフは、ファンドのベンチマーク(日経平均株価)の推移です。
- ・ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、ベンチマークの推移を記載したものであり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの実際の運用成績は、後掲「基準価額・純資産の推移」をご覧ください。
- ・ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

1. 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
2. 「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
3. 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
4. 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
5. 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

信託金の限度額

委託会社は、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／インデックス型」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリー ファンド	
	年12回 （毎月）	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 （投資信託証券 （株式・一般））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	その他 （ ）
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（親投資信託）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外・・・目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- （５）資産複合・・・目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- （１）インデックス型・・・目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義] で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

（１）株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- （１）年１回・・・目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
- （２）年２回・・・目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
- （３）年４回・・・目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
- （４）年６回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
- （５）年１２回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- （６）日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- （７）その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- （１）グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- （２）日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （５）アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （６）オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （７）中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （８）アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （９）中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （１０）エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記（ 1 ）から（ 3 ）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種）に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

*「ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

2 株式（株価指数先物取引等を含む）の実質株式組入比率は高位を保ちます。

- ◆ 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは行わないことがあります。
- ◆ 追加設定等の影響等により、実質株式組入比率が一時的に100%を上回る場合があります。
- ◆ 運用の効率化を図るため、および当該株価指数への連動を目指すため、有価証券先物取引等を利用します。

*当ファンドは、株式の配当金、売買コストや運用管理費用等、組入銘柄の選定などの要因により、基準価額の騰落率と同じ期間における日経平均株価（225種）の騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。



3 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ◆ ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ◆ ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額も引かれることはありません。
- ◆ 保有期間中に運用管理費用（信託報酬）、その他費用・手数料がかかります。

（２）【ファンドの沿革】

2022年２月14日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

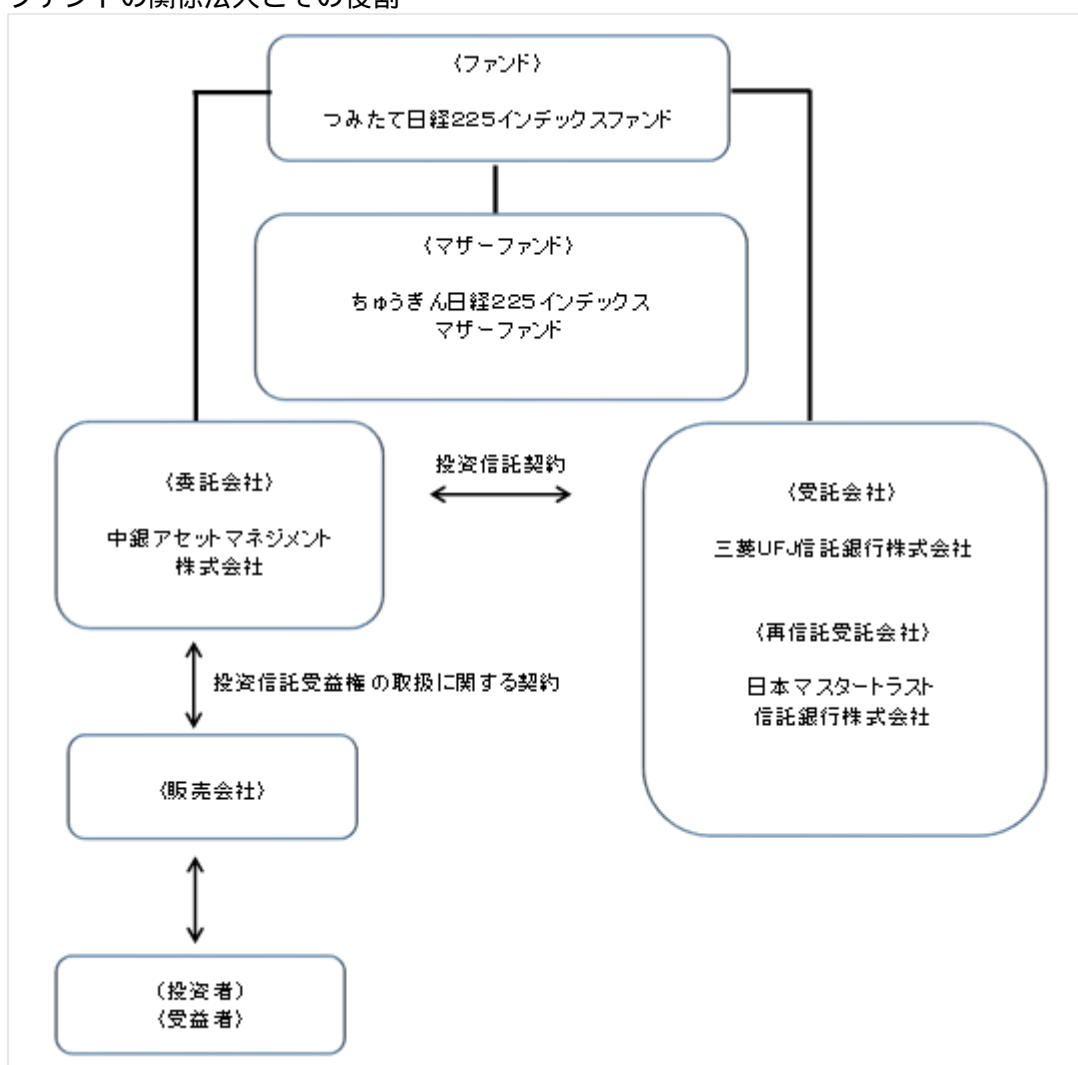
（３）【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
------	----

委託会社	中銀アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金および解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金および解約金の支払事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

イ．受託会社との投資信託契約

受託会社とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

ロ．販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社は、販売会社に対し、次の業務を委託し、販売会社はこれを引き受けます。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．追加設定の申込受付事務
- c．受益者に対する収益分配金の再投資事務
- d．受益者に対する一部解約等の事務
- e．受益者に対する受益権の買取
- f．受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- g．受益者に対する運用報告書の交付

h. その他前記の業務に付随する業務

販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

委託会社の概況（2021年11月末現在）

イ. 名称

中銀アセットマネジメント株式会社

ロ. 本店の所在の場所

岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号

ハ. 資本金

1億2,000万円

ニ. 委託会社の沿革

1987年11月9日	「中銀投資顧問株式会社」設立(資本金5,000万円)
1988年2月12日	投資顧問業者登録（中国財務局長第7号）
1988年10月1日	増資の実施（新資本金1億2,000万円）
1989年12月18日	投資一任契約に係る業務の認可（大蔵大臣第142号）
2002年6月28日	商号を「中銀アセットマネジメント株式会社」に変更
2002年9月9日	運用コンサルタント業務・投資信託の評価情報提供業務の兼業承認（中国財務局長第310号）
2005年8月29日	外国為替運用業務兼業承認（中国財務局第311号）
2007年9月30日	金融商品取引業者登録（中国財務局長第10号）
2011年12月21日	投資信託委託業務届出
2017年8月7日	第二種金融商品取引業者登録

ホ. 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号	1,200株	50.00%
中銀保証株式会社	岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号	580株	24.16%
中銀リース株式会社	岡山県岡山市北区丸の内1丁目14番17号	500株	20.83%
中銀カード株式会社	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号	120株	5.00%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、日経平均株価（225種）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用方法

イ．投資対象

ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

ロ．投資態度

- a．ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- b．運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用します。
- c．資金動向、市況動向によっては、有価証券先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- d．株式以外への資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- e．資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（参考）ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの投資方針

基本方針

この投資信託は、日経平均株価（225種）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用方法

イ．投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種）に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）を主要投資対象とします。

ロ．投資態度

- a．日経平均株価採用銘柄（225種）のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは行わないことがあります。
- b．運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用します。
- c．追加設定、解約の申込がある場合には、指数への連動性を高めるため、当該申込約定日の翌営業日に追加設定申込金額と解約申込金額の差額分と同額程度の株価指数先物取引の買建、転売または現物株式の売却を行うことがあります。このため、現物株式の組入総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- d．株式の組入比率は高位を保ちます。株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- e．資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、有価証券先物取引等に限ります。）
- c．金銭債権
- d．約束手形

運用の指図範囲

イ．有価証券

委託会社は、信託金を、主として中銀アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、bの証券の性質を有するもの
- d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
- e．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

ロ．金融商品

委託会社は、信託金を、イに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

ハ．特別な場合の運用指図

イの規定にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．特定資産

- a． 有価証券
- b． デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、有価証券先物取引等に限ります。）
- c． 金銭債権
- d． 約束手形

運用の指図範囲

- イ．有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）
- a．株券または新株引受権証書
 - b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、bの証券の性質を有するもの
 - d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - e．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- ロ．金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）
- a．預金
 - b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c．コール・ローン
 - d．手形割引市場において売買される手形

八．特別な場合の運用指図

イの規定にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用体制等につきましては、2021年11月末現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

毎年２月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ．分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

ロ．分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合があります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

* 分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
（基準価額水準や市場動向等により変更する場合があります。）

収益分配金の交付

イ．分配金受取コースの場合、収益分配金は、決算日から起算して、原則として、５営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- ロ．分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で全額を申込手数料なしで再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

外貨建資産への実質的な投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式の範囲

- イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ．イの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ．イの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a． 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b． 株式分割により取得する株券
 - c． 有償増資により取得する株券
 - d． 売り出しにより取得する株券
 - e． 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f． 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（eのものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および指図範囲

- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ．イに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二．借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

（参考）ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式の範囲

- イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ．イの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ．イの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a． 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b． 株式分割により取得する株券
 - c． 有償増資により取得する株券
 - d． 売り出しにより取得する株券
 - e． 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 - f． 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（eのものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの

指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ．イに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

当ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等を実質的に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

投資リスク

イ．株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ロ．日経平均株価変動リスク

日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用しますので、日経平均株価の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ハ．流動性リスク

当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ニ．信用リスク

有価証券の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

留意事項

- イ．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ロ．投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入していません。
- ハ．分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ニ．取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ホ．当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ヘ．日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行いますが、日経平均株価との連動を保証するものではありません。

以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均株価に乖離が生じることがあります。

- a．株式や有価証券先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
- b．流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと
- c．日経平均株価採用銘柄の銘柄入替え
- d．有価証券先物取引等を活用すること
- e．組入株式の配当金（日経平均株価は、配当金を含まない指数です。）
- f．資金流入、組入銘柄の売買執行タイミングのズレ

投資リスクに対する管理体制

- イ．投資政策委員会において、運用に関する内規の作成のほか、投資方針の決定を行います。
- ロ．コンプライアンス部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人投資信託協会諸規則社内規程および投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。
 - コンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。
 - a．運用の指図に関する帳票の確認
 - b．検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
 - c．その他検証を行うために必要な行為
- ハ．運用評価委員会においてファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価、ファンドの組入有価証券の評価損率や、有価証券売買状況、組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。
- ニ．流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。また、取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績がないため、当ファンドの年間騰落率に代えてベンチマークの年間騰落率を用いて算出・表示しています。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

●代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 株式会社東京証券取引所が公表する、東京証券取引所に上場している株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、世界の新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合も、申込手数料はかかりません。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額およびその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.495%（税抜0.450%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」および「受託会社」の間で次のように配分します。

支払先	配分（税抜）	役務の内容
委託会社	0.20%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
販売会社	0.20%	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価
受託会社	0.05%	投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行の対価

信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産留保額はありません。

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況、保有期間等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

個人受益者に対する課税

イ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ロ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等に係る譲渡益との損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。

NISA、ジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

その他

イ．配当控除の適用が可能です。なお、益金不算入制度の適用はありません。

ロ．買取請求による換金の場合の課税上の取扱いおよび損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2021年11月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

ファンドは2022年2月14日から運用を開始する為、2022年1月24日現在、記載すべき事項はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

2021年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

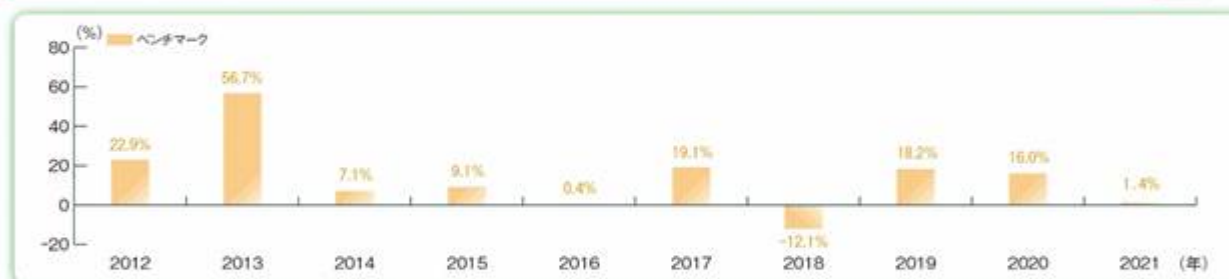
分配の推移

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは日経平均株価(225種)です。

※設定日以前のベンチマークの収益率を表示しています。

※2021年の収益率は年初から基準日(2021年11月30日)までの収益率を表示しています。

掲載データ等はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」がありますが、お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（２）申込価額

お申込価額（発行価格）は、当初申込期間中は受益権１口当たり１円とし、継続申込期間中は取得申込受付日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示することがあります。

申込代金は、１口当たりのお申込価額に申込口数を乗じて得た金額とします。

（３）申込手数料

申込手数料はありません。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、「累積投資に関する契約」（販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買い付ける場合にも、申込手数料はかかりません。

（４）申込単位

お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、１口単位となります。

（５）払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（６）照会先

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（１）換金（解約）手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって換金（解約）の請求をすることができます。受益者が換金の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、換金の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。換金のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後３時までには換金の請求が行われ、かつ、換金の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよびすでに受付けた換金の請求を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の請求を受付けたものとします。

（２）換金価額

換金価額は、換金請求受付日の基準価額とします。

（３）換金手数料

換金手数料はありません。

（４）換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金請求受付日より起算して４営業日目から販売会社において支払います。

（５）照会先

換金価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

公社債等の評価

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社または委託会社で確認してください。

委託会社の略称：中銀アセット
当ファンドの略称：つみたて225

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2022年2月14日から無期限とします。ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年2月11日から翌年2月10日までとします。（第1計算期間は、2022年2月14日から2023年2月10日までとします。）ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

投資信託契約の解約（繰上償還）

- イ．委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ロ．委託会社は、イの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．ロの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．ロの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．口から二までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって口から二までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．イの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ロ．委託会社は、イの事項（イの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、イの併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ．ロの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ニ．口の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．口からホまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．イからヘまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年2月11日から翌年2月10日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.chugin-am.jp/>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.chugin-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

イ．販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱いに関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。この契約の有効期間は、契約締結日から１年で、期間満了の３ヵ月前までに委託会社または販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に１年間更新され、その後も同様とします。

ロ．変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

（１）ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（２）収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、５営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（３）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、５営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

（４）換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、換金（解約）請求を行う権利を有します。

（５）書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは2022年2月14日から運用を開始する為、2022年1月24日現在、記載すべき事項はありません。

なお、ファンドの監査は、有限責任 あずさ監査法人が行います。

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（3）【注記表】

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

4 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

5 受益権の譲渡および譲渡制限等

受益権の譲渡

- イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ. イの申請のある場合には、イの振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、イの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ. 委託会社は、イの振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2021年11月末現在）	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、3名以上で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

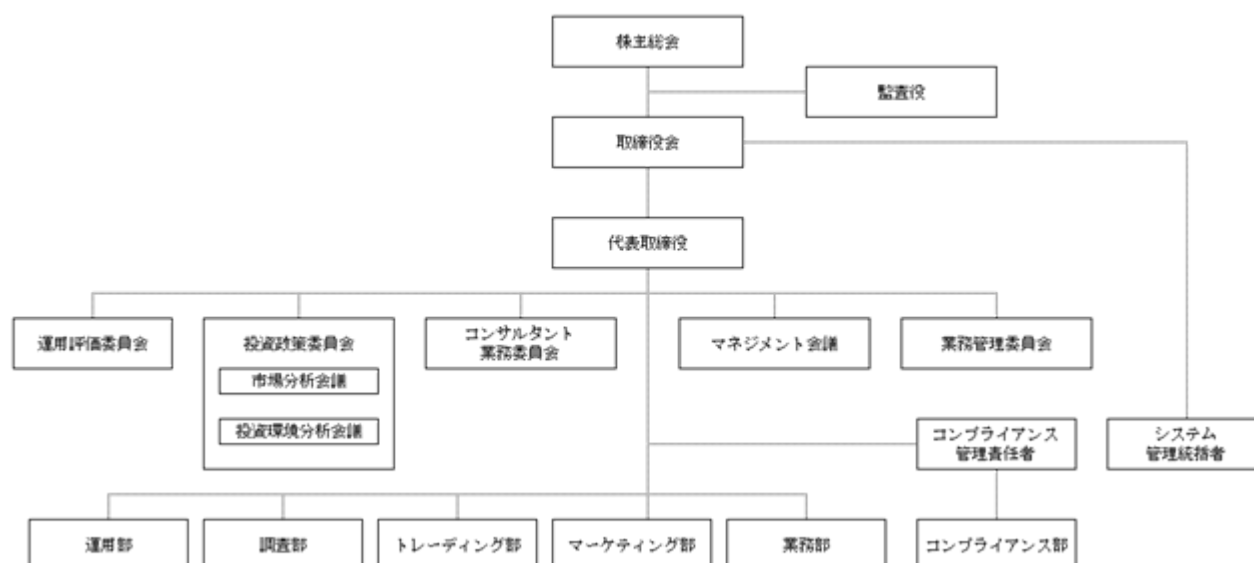
取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、代表取締役を選定するほか、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、取締役社長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席取締役の過半数をもって行います。

組 織 図



上記組織は、2021年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

運用の意思決定機構

投資環境分析会議および市場分析会議は、運用部長を議長として原則月1回開催し、それぞれにおいて経済・社会・金融・国際情勢等の投資環境分析、株式市場等のマーケット分析を行います。

運用評価委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用成果の評価・分析および運用リスクの評価を行います。

投資政策委員会は、運用部長を委員長として原則月1回開催し、上記会議の評価・分析内容等を踏まえ、運用対象とする有価証券の種類・銘柄、有価証券に係る投資対象業種別期待収益率、投資対象国別の通貨・株式・債券等の投資価値等の評価・検討を行い、投資方針を決定します。

業務管理委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用に係るリスクの管理、コンプライアンスに係る事項の検証を行うことで、運用の意思決定に対する牽制機能としての役割を担っています。

マネジメント会議は、社長または社長が指名する常勤取締役を議長として必要により随時開催し、投資信託の運営に係る事項（商品組成・投資信託約款・分配金・償還等）の審議・決定を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2021年11月末現在、当社は、17本の証券投資信託の運用を行っており、純資産総額は682億円です。（親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第35期事業年度に係る中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（３）財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年 3 月31日)		当事業年度 (2021年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	676,153	2	885,838
有価証券		100,450		-
前払費用		1,683		1,722
未収還付法人税等		29		-
未収委託者報酬		160,167		159,739
仮払金		41		32
その他		0		0
流動資産合計		938,525		1,047,333
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		497		430
器具備品（純額）		11,570		7,465
有形固定資産合計	1	12,067	1	7,896
無形固定資産				
電気通信施設利用権		14		-
電話加入権		466		466
無形固定資産合計		481		466
投資その他の資産				
投資有価証券		12,488		12,485
関係会社株式		2,700		2,700
長期差入保証金	2	7,714	2	7,714
繰延税金資産		7,575		8,628
投資その他の資産合計		30,477		31,527
固定資産合計		43,027		39,890
資産合計		981,552		1,087,224

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年 3 月31日)		当事業年度 (2021年 3 月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		452		307
未払金		81,058		60,834
未払手数料	2	75,349	2	54,066
その他未払金		5,708		6,768
未払費用		2,412		2,164
未払法人税等		19,415		34,024
未払消費税等		8,387		15,752
前受収益	2	29,956	2	29,956
賞与引当金		7,001		6,689
役員賞与引当金		1,798		963
流動負債合計		150,481		150,691
固定負債				
退職給付引当金		8,000		8,446
役員退職慰労引当金		5,688		1,670
固定負債合計		13,688		10,116
負債合計		164,169		160,807
純資産の部				
株主資本				
資本金		120,000		120,000
利益剰余金				
利益準備金		30,000		30,000
その他利益剰余金		666,987		776,427
繰越利益剰余金		666,987		776,427
利益剰余金合計		696,987		806,427
株主資本合計		816,987		926,427
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		395		10
評価・換算差額等合計		395		10
純資産合計		817,383		926,416
負債純資産合計		981,552		1,087,224

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	487,051	520,414
運用受託報酬	39,367	35,602
投資助言報酬	10,629	1,700
その他営業収益	20,575	27,775
営業収益計	1 557,623	1 585,492
営業費用		
支払手数料	213,568	174,979
広告宣伝費	4,561	1,859
調査費	55,996	61,114
調査費	55,996	61,114
営業雑経費	7,805	7,627
通信費	1,189	1,335
印刷費	4,926	4,725
協会費	1,338	1,325
諸会費	352	241
営業費用計	281,931	245,580
一般管理費		
給料	144,986	143,350
役員報酬	14,784	12,012
給料・手当	82,075	83,998
賞与	19,796	20,781
賞与引当金繰入額	7,001	6,689
役員賞与引当金繰入額	1,929	746
法定福利費	19,170	18,875
その他の福利厚生費	229	247
交際費	252	133
寄付金	100	-
旅費交通費	4,128	554
租税公課	3,139	3,805
不動産賃借料	8,324	8,269
退職給付費用	3,012	2,549
役員退職慰労引当金繰入額	1,306	696
固定資産減価償却費	2,212	4,421

諸経費		16,995		16,146
一般管理費計		184,457		179,926
営業利益		91,234		159,984
営業外収益				
受取配当金	1	21,268	1	21,889
有価証券利息		213		159
受取利息		11		6
受取賃借料		60		-
営業外収益計		21,553		22,055
営業外費用				
固定資産除却損		0		0
雑損		14		0
営業外費用計		14		0
経常利益		112,773		182,038
税引前当期純利益		112,773		182,038
法人税、住民税及び事業税		31,409		48,384
法人税等調整額		2,269		874
法人税等合計		29,140		47,509
当期純利益		83,633		134,528

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計			
当期首残高	120,000	30,000	604,877	634,877	754,877	506	755,383
剰余金の配当			21,523	21,523	21,523		21,523
当期純利益			83,633	83,633	83,633		83,633
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)						110	110
当期変動額合計	-	-	62,110	62,110	62,110	110	61,999
当期末残高	120,000	30,000	666,987	696,987	816,987	395	817,383

当事業年度（自 2020年４月1日 至 2021年３月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計			
当期首残高	120,000	30,000	666,987	696,987	816,987	395	817,383
剰余金の配当			25,089	25,089	25,089		25,089
当期純利益			134,528	134,528	134,528		134,528
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)						405	405
当期変動額合計	-	-	109,439	109,439	109,439	405	109,033
当期末残高	120,000	30,000	776,427	806,427	926,427	10	926,416

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

器具備品 4～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,884千円	1,950千円
器具備品	12,819	9,227

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
預金	673,759千円	882,462千円
長期差入保証金	7,604	7,604
未払手数料	33,105	25,491
前受収益	29,956	29,956

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	52,366千円	48,775千円
受取配当金	17,565	17,425

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,523	8,968	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,089	10,454	2020年3月31日	2020年6月29日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	25,089	10,454	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,358	16,816	2021年3月31日	2021年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は国債及び投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)預金	676,153	676,153	-
(2)未収委託者報酬	160,167	160,167	-
(3)有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	110,438	110,438	-
資産計	946,759	946,759	-
(1)未払手数料	75,349	75,349	-
負債計	75,349	75,349	-

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)預金	885,838	885,838	-
(2)未収委託者報酬	159,739	159,739	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	9,985	9,985	-
資産計	1,055,562	1,055,562	-
(1)未払手数料	54,066	54,066	-
(2)未払法人税等	34,024	34,024	-
負債計	88,090	88,090	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、売買参考統計値によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
非上場株式	2,500	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	676,153	-	-	-
未収委託者報酬	160,167	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 国債	100,000	-	-	-
合計	936,321	-	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	885,838	-	-	-
未収委託者報酬	159,739	-	-	-
合計	1,045,577	-	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	100,450	99,712	737
小計	100,450	99,712	737
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,988	10,000	11
小計	9,988	10,000	11
合計	110,438	109,712	725

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,985	10,000	14
合計	9,985	10,000	14

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1日 至 2021年 3 月31日)
退職給付引当金の期首残高	5,558 千円	8,000 千円
退職給付費用	2,442	1,919
退職給付の支払額	-	1,473
退職給付引当金の期末残高	8,000	8,446

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	8,000 千円	8,446 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,000	8,446
退職給付引当金	8,000	8,446
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,000	8,446

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用（注） 前事業年度3,012千円 当事業年度2,549千円
（注）出向受入者に係る費用負担の金額を含んでおります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	2,440 千円	2,576 千円
賞与引当金	2,135	2,040
未払事業税等	1,177	1,966
減価償却費	1,580	1,180
その他	2,149	864
繰延税金資産小計	9,483	8,628
評価性引当額	1,734	-
繰延税金資産合計	7,748	8,628
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	173	-
繰延税金負債合計	173	-
繰延税金資産の純額	7,575	8,628

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.5 %	30.5 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.7	3.7
住民税均等割	0.2	0.2
評価性引当額の増減額	0.3	1.0
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.8	26.1

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

〔 関連当事者情報 〕

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	(被所有) 直接 50.0 間接 50.0	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 役員の兼任 賃借契約	投資一任 投信販売 コンサルタント 保証金の差入	31,791 84,169 20,575 -	前受収益 未払代行手数料 - 長期差入保証金	29,956 33,105 - 7,604

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	(被所有) 直接 50.0 間接 50.0	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 投資助言 役員の兼任 賃借契約	投資一任 投信販売 コンサルタント 投資助言 保証金の差入	28,000 69,527 20,275 500 -	前受収益 未払代行手数料 - - 長期差入保証金	29,956 25,491 - - 7,604

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信販売	65,688	未払代行手数料	18,269

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信販売	56,430	未払代行手数料	14,028

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等
投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

㈱中国銀行（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
１株当たり純資産額	340,576円25銭	386,006円99銭
１株当たり当期純利益金額	34,847円17銭	56,053円72銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益（千円）	83,633	134,528
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	83,633	134,528
普通株式の期中平均株式数（株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (2021年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	897,147
前払費用	1,733
未収委託者報酬	160,767
契約資産	935
仮払金	114
流動資産合計	1,060,697
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	402
器具備品（純額）	6,089
有形固定資産合計	1 6,492
無形固定資産	466
投資その他の資産	
投資有価証券	12,483
関係会社株式	2,700
長期差入保証金	7,714
繰延税金資産	8,716
投資その他の資産合計	31,613
固定資産合計	38,572
資産合計	1,099,269

（単位:千円）

		当中間会計期間末 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		456
未払金		51,061
未払手数料		45,617
その他未払金		5,444
未払費用		2,267
未払法人税等		27,062
未払消費税等	2	9,864
契約負債		14,513
賞与引当金		7,317
流動負債合計		112,543
固定負債		
退職給付引当金		9,526
役員退職慰労引当金		2,033
固定負債合計		11,559
負債合計		124,102
純資産の部		
株主資本		
資本金		120,000
利益剰余金		
利益準備金		30,000
その他利益剰余金		825,179
繰越利益剰余金		825,179
利益剰余金合計		855,179
株主資本合計		975,179
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		11
評価・換算差額等合計		11
純資産合計		975,167
負債純資産合計		1,099,269

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	271,579
運用受託報酬	18,132
投資助言報酬	850
その他営業収益	10,437
営業収益計	300,999
営業費用	
支払手数料	75,529
調査費	32,114
その他営業費用	4,698
営業費用計	112,341
一般管理費	1 92,365
営業利益	96,292
営業外収益	2 22,318
経常利益	118,610
税引前中間純利益	118,610
法人税、住民税及び事業税	29,587
法人税等調整額	87
法人税等合計	29,499
中間純利益	89,110

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	120,000	30,000	776,427	806,427	926,427	10	926,416
剰余金の配当			40,358	40,358	40,358		40,358
中間純利益			89,110	89,110	89,110		89,110
株主資本以外 の項目の 当中間期 変動額(純額)						1	1
当中間期変動額 合計	-	-	48,752	48,752	48,752	1	48,751
当中間期末残高	120,000	30,000	825,179	855,179	975,179	11	975,167

注記事項

（重要な会計方針）

	当中間会計期間 (自 2021年4月 1 日 至 2021年9月 30 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 器具備品 4～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。なお、中間会計期間における計上額はありません。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準	顧客との取引に係る収益の計上方法 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。 投資助言報酬 投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。
----------------	---

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収収益」は、当中間会計期間より「契約資産」に、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当中間会計期間より「契約負債」として表示することとしております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時間算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (2021年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 12,582千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 1,404千円 無形固定資産 -
2	営業外収益の主要項目 受取配当金 22,303千円 有価証券利息 12千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	40,358	16,816	2021年 3月31日	2021年 6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2021年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	9,983	9,983	—
資産計	9,983	9,983	—

(注)1.「預金」「未収委託者報酬」及び「未払手数料」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2.市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間(千円)
非上場株式	2,500

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号3019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、レベルごとの開示対象に含めておりません。投資信託の中間貸借対照表計上額は9,983千円であります。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2021年9月30日）

その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,983	10,000	16
合計	9,983	10,000	16

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
(単位：千円)

営業収益	
委託者報酬	271,579
運用受託報酬	18,132
投資助言報酬	850
その他	10,437
顧客との契約から生じる収益	300,999

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4.重要な収益及び費用の計上基準」
に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	406,319円90銭
1株当たり中間純利益金額	37,129円49銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益金額（千円）	89,110
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	89,110
普通株式の期中平均株式数（株）	2,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

2021年11月末現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額（百万円） 2021年11月末現在	事業の内容
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理および計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）販売会社は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金および解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

株式会社中国銀行は、委託会社の株式を1,200株（持株比率50.00%）保有しています。
（2021年11月末現在）

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称することがあります。
- 2 目論見書の表紙または表紙裏に、以下を記載することがあります。
 - （１）目論見書の使用開始日
 - （２）ファンドの基本的性格など
 - （３）委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日
 - （４）委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページのアドレス
 - （５）図案、キャッチコピー、委託会社のロゴマークなど
- 3 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - （１）金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - （２）ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - （３）ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社または委託会社のホームページにおいて閲覧できるほか、投資者の請求により販売会社から交付される旨
 - （４）投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されている旨
 - （５）有価証券届出書の効力発生および効力発生の有無について委託会社への照会先にて確認できる旨
 - （６）ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - （７）ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - （８）販売会社に請求目論見書を請求した場合にはその旨を自身で記録しておくべき旨
 - （９）ファンドの販売会社および基準価額などについて委託会社の照会先にて問い合わせができる旨
 - （１０）ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただきたい旨
- 4 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年 6月30日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齊 藤 幸 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 幸 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。